

国際不法行為法における人格権侵害 — EU ローマ II 規則制定の動向

Benedikt Buchner

Angaben zur Veröffentlichung / Publication details:

Buchner, Benedikt. 2007. "国際不法行為法における人格権侵害 — EU ローマ II 規則制定の動向." *Ritsumeikan-hōgaku = Ritsumeikan Law Review* 311 (1): 159–74.
<https://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/07-1/06watanabe.pdf>.

Nutzungsbedingungen / Terms of use:

licgercopyright



ベネディクト・ブフナー

国際不法行為法における人格権侵害

EU ローマ 規則制定の動向

渡辺惺之(訳)

人格権侵害の抵触法上の取扱は長年にわたり国際不法行為法の中心的問題の一つとなっている。とりわけ問題とされてきたのは、マスメディアによる人格権侵害であり、そこでは常に個人の人格権の侵害と、憲法により保障されているメディア企業の表現及び情報の自由との比較衡量が不可欠となり、抵触法の領域でも特別な考慮が求められている¹⁾。

本稿は、人格権侵害に関して、国際不法行為法では、どのような規定が問題となるかについて、ローマ 規則立法の最近の経過に即して検討するものである。人格権侵害は、抵触法では、どのように取り扱われるべきかという問題は、ローマ 規則においても議論の中心的なテーマとなっており、いまだに最終的な決着を見ていない論争の焦点となっている。最近、2007年1月18日に、ヨーロッパ議会は、その第2読会において、ローマ規則の発令に向けた議会の対応を決定したが、それは、特に人格権侵害の取扱に関しては、2006年9月22日のヨーロッパ理事会との共同理解とは明らかに異なっている²⁾。そのためローマ 規則の立法に向けた手続は、この先も緊張が続くものと予想される。

以下の検討は二つの部分に分かれている。第1の総論部分では、ローマ規則のこれまでの立法経過と目的、及び、その基礎にある問題解決の原則について、簡単な素描を試みる。第2の部分では、人格権侵害の抵触法上の取扱に関する特別な問題について、先ず、これまでローマ 規則の策

定の経過の中で提案されてきた解決原則を概観し、その後に、ヨーロッパ議会の第2読会における最近の対応について、批判的な検討を試みたい。

A ローマ 規則

1. これまでの経過

60年代の終わりからヨーロッパ領域では国際私法のハーモナイゼイションに向けた試みが目立っている。この努力の背景をなすのは、統一されたヨーロッパ法域の創設である。国境を越えて法を妥当させ実施することは、国境を越えた物やサービスの流通と同じく、時間はかかるにしても当然のこととして、さほどの困難はなく実現できると考えられていた。この目標に向けた第1歩は、1968年9月に採択された民事及び商事における裁判管轄及び判決の承認に関するブリュッセル条約であり、2001年3月に、ブリュッセル 規則に継承されている³⁾。

この国際民事訴訟法における動きと併行して、当初から、国際私法の統一の動きがあった。国際私法の統一によって、いずれの国で訴訟がなされようと、適用される実質法は常に一定に保たれるということが達成できるはずであった。準拠法の一義的な確定は、法的安定と、権利へのアクセスの平等を保障し、そのことにより、一つのヨーロッパ法域の創設を追求しようとしている。国際私法については、10年以上の準備を経て、1991年4月1日に契約債務の準拠法に関する条約(ローマ 条約)が施行された⁴⁾。

契約外債務の準拠法に関するローマ 規則は、起草特別委員会によれば、「国際私法規定の統一に向かう自然な流れ」とされている⁵⁾。ローマ 規則に向けた特別起草委員会の最初の提案は、2003年7月22日になされた。しかし、この提案は、ヨーロッパ議会における第1読会で重大な異議に直面することとなった。議会により採択された変更は、特別委員会の提案の個別的な点に止まらず、その根底をなす規則の編成にまで及ぶものであった⁶⁾。この異議を受けて、委員会は変更を加えた修正提案を提出し⁷⁾、

ヨーロッパ理事会は共通理解を確認した上で、2006年9月25日に修正提案のほとんどの部分を採択した⁸⁾。ところが、最近、ヨーロッパ議会はその第2読会において、再度、特別委員会の規則提案と異なる見解を明らかにしており⁹⁾、ヨーロッパ理事会が、その第2読会において、この議会側の修正に、どのように対応するかが待たれている状況にある。

2. 目的

特別起草委員会の目的は、ローマ 規則によって、ヨーロッパ法域の創設を期すことにある。特別起草委員会は、個々の締約国の債務法には、まだ大きな相違があり、見通しのつく将来に、実質法のハーモナイゼイションが達成される見込みがないことを確認している。そのため、最小限、抵触法のハーモナイゼイションを目標とし、この方法で準拠法を予測可能なものとすることを目的としている。

現時点ではそのような予測可能性はまだ達成されてはおらず、締約国それぞれの抵触法には大きな違いがあることが指摘されている。出発点としては、lex loci delicti commissi；不法行為が行われた地の法に従うという共通の基本原則はある。しかし、侵害原因行為地と損害結果発生地が異なる国にあるという場合、まさにこの規範の渉外的な事実関係への適用が問題となるわけである。一部の締約国では、侵害原因が発生した地の法を準拠法とする解決が主張されている（行為地への連結）。しかし、これに対しては、損害が発生した国の法を適用すべきであるという見解が対置される（結果発生地への連結）。さらに、一部の国では、原告が結果発生地と原因行為地の法の中から選択することが認められている。又、他の国では、事件が最も密接に関連する国がいずれかを、裁判所に判断させている。数多くの抵触法原則の並存により一般的に法状況は不透明となっており、把握は難しくなっている。従って、統一的な抵触法システムが、法的安定性の増大と、統一的なヨーロッパ法域の創設に向けた重要な一步となることには、疑う余地はないといえる。

B ローマ 規則の基本構成

1. 基本的な原則とその柔軟化

不法行為に関する基本的な原則は規則 4 条 1 項が規定している。それによると「不法行為に基づく法定債務については、侵害原因事実または間接的な損害結果がどの国で発生したかとは関わりなく、侵害結果が発生した国の法を適用する」とされている¹⁰⁾。従って、4 条 1 項はいわゆる結果発生地 (lex loci damni) だけに連結をしている¹¹⁾。ローマ 規則は、この原則的規定という点で、ドイツ法が、民法施行法40条 1 項 1 号において、第 1 次的には行為地に連結しているのとは異なっている。同じく民法施行法 40条 1 項 2 号が規定している、涉外的な不法行為の場合には、被害者が行為地法と結果発生地法のいずれかを選択することができるという遍在原則も、ローマ 規則では妥当の余地を見いだすことはできない。ローマ 規則 4 条 1 項はただ一つの法を準拠法と指定しているのである。

ローマ 規則 4 条 1 項の行為地法原則は、それに続く 2 項、3 項によって緩和されている。4 条 2 項によると、当事者双方が侵害発生時に同一国内に常居所を有する場合は、不法行為はその国の法に服するとされている。4 条 3 項の「柔軟化条項」によれば、行為地法原則は、それ以外の国家と明らかにより密接な関係が存する場合には、適用されないとされ、その関係は、特に、当事者間に既にある法律関係が存在する場合に認められるとしている。

これらの外、ローマ 規則 4 条 1 項の基本原則の緩和は、法選択の自由の可能性にも及ぶ。14条の規定する条件を満たす場合、当事者は法定債務関係が服すべき法を選択することができる。弱者当事者の保護が求められる場合、法選択の自由は制限され、特に、侵害原因行為が発生する以前の当事者による法選択は、全ての当事者が商業活動に従事する者である場合に限り、認められている。

2. 特別な連結

規則 4 条 1 項の基本規定と 4 条 2 項及び 3 項による柔軟化に関しては、ヨーロッパ議会、委員会、参事会の間に幅広い共通認識があった。しかし、特別な不法行為に関する特別な連結の問題に関しては、共通認識は限られたレベルに止まっている。

立法作業の現在の段階では、特別な連結規定について争いがないのは、製造物責任による請求、無体財産権侵害による請求、労働争議から生じる請求のみである。

製造物責任については規則 5 条が複数の法への段階的な連結システム（段階的連結）を規定している¹²⁾。基本は被害者が侵害発生時に常居所を有していた国であるが、製品がその国で販売されていた場合に限られる¹³⁾。

規則 8 条は、知的財産権の侵害についての特別な抵触規範を規定している。規則 8 条 1 項によれば、「保護が求められた」国の法律が適用される。この規定はこれまで無体財産権について一般的に認められてきた保護国原則を採用している（lex loci protectionis）。

規則 9 条は、労働争議から生じる法定債権についての特別な抵触規範を導入した。この 9 条の適用範囲は、労働争議の際に生じた、労働者、雇用者及び／又は労働組合の責任の問題に限られる。労働争議から損害が生じた場合、関係者の責任は、労働争議行為が実行された国の法に従う。

製造物責任事件、知的財産権侵害事件及び労働争議行為以外の、その他の不法行為の類型に関しては、特別な連結規定を要するのか、又、その規定をローマ 規則に置くべきかなどについて、なお議論がなされている。

不正競争行為及びカルテル法違反に基づく請求について特別な連結を要するのか、又、どこまで規定すべきかという問題については、ヨーロッパ議会、理事会、特別起草委員会の間で見解に違いがある。共通理解に基づく理事会の規則 6 条案は、特別な連結を規定している

が、ヨーロッパ議会の法務委員会はそのような特別な連結には反対で、一般規定によるべきであるとしている。

環境破壊による法定債務関係についても同じような状況がある。この場合も、議会の法務委員会は、特別委員会による7条の特別な抵触規定の削除を提案し、環境破壊の事例にも、一般規定によって適切に対応できるとしていた。しかし、最終的には、ヨーロッパ議会は、ローマ 規則の7条の抵触規定については、そのまま認めることとした。

ヨーロッパ議会、理事会、特別委員会の間で見解の違いが解消されていない最後の場合が、人格権侵害に関する特別な抵触規定に関わる問題である。特別な抵触規定の要否、及び、その内容に関する議論について、以下で検討をしたい。

C 人格権侵害に関する特別な問題

人格権侵害に関して、いかなる法が適用されるべきかという問題は、最も見解の対立が激しく、現在もローマ 規則の草案採択の段階で、なお決着がついていない。複数の連結点と、連結規範が検討の対象となっている。最も議論の多い、マスメディアによる人格権侵害の場合については、次のような連結点が考えられている：マスメディア企業の本拠地、人格権を侵害する記事が公刊され若しくは発信された地、流布若しくは公表された地、被害者が知られている地（原則としてその常居所地）。これに加え、さらに検討しなければならないのは、被害者の救済という観点から、ドイツ法で認められているような、当事者が複数の法、特に発行地と流布された地の法の中から選択することを認めるべきかという問題がある¹⁴⁾。

(1) ローマ 規則における人格権侵害に関する特別な抵触規範の要否をめぐる議論

1. 2003年7月22日の特別起草委員会の原提案

特別起草委員会は、当初、2003年7月22日の提案において¹⁵⁾、規則6条に人格権侵害に関する特別な抵触規定を設けていた。その6条案によると、先ず第1次的に、規則における一般原則に従うとされ、人格権侵害の場合も、その他の不法行為の場合の原則的な準拠法とされている侵害発生地の法が適用されるとしていた。特別起草委員会は、規則の提案理由書において、侵害発生地について、報道記事による名誉毀損を例に挙げ、詳しく説明している。EuGH の Fiona Shevill 事件判例を指摘しながら、報道機関による不法行為については、「公表記事が流布され当事者が名誉を害されたと主張する」国の法が適用されるとしている。

この原則規定を出発点とするが、特別委員会は、規則6条1項の提案において、例外的に、規則の一般原則により定まる準拠法の適用が、法廷地国における思想及び表現の自由に関する基本的な法原則に矛盾する場合には、一般原則から離れ、法廷地法（lex fori）を適用することを明らかにしていた。このようにして、報道の自由の観点からは問題のある帰結、つまり、締約国の裁判所はその国に支店を有する出版者について、その出版者が法廷地国の規定には完全に適合しているのに、外国法を適用して責任を負わせる判決をしなければならないという帰結を、回避するように配慮されていた¹⁶⁾。

2. 2005年7月6日のヨーロッパ議会の対応（第1読会）

ヨーロッパ議会も、その第1読会において、人格権侵害の場合の特別な抵触規範について基本的見解を明らかにしたが、具体的な規定は、特別起草委員会の提案した規則案とは、重要な点で異なっていた¹⁷⁾。議会の基本的見解によれば、人格権侵害の事件には、「本質的な損害が発生し、若しくは発生するおそれがある」国の法律を妥当させるべきであるとされていた¹⁸⁾。それによると、新聞報道や放送による人格権侵害の事件では、具体

的には結果発生地国に近づくことになり，原則的には「出版，又は，ラジオ若しくはテレビの放送サービスが主として向けられている国，或いは，それが容易に確定できない場合は，編集管理が行われた国」となる。これを判定する手掛かりとなるのは，出版若しくは放送で用いられた言語，全体的な購読者若しくは視聴者数に占める各國毎のそれらの数の割合，或いは，この両方の総合によるとされていた¹⁹⁾。

3. 特別委員会の2006年2月21日の修正提案

ヨーロッパ議会が第1読会において特別委員会に突きつけた広範囲にわたる異議は，2006年2月，特別委員会に根底から再検討を加えた修正規則案を提出させることとなった²⁰⁾。特別委員会は，その修正提案において，議会側の修正の一部を受け入れたが，それ以外の修正部分は明確に突き返した。人格権侵害に関して議会が提案した抵触規定は，この突き返した部分に入る。特別委員会は，規定の修正を拒否した理由を二つあげている。第1に，議会の修正は報道によって名誉を毀損された者より，出版者に有利とされている点，第2に，議会による修正ルールは，多くの締約国において用いられているルールと適合しないという点であった。結論として，特別起草委員会は，最も議論の多い問題を直視して，「この問題の最良の解決のため，報道による不法行為及び類似の不法行為を修正提案から削除すべきである」と考えた。その結果として，全ての人格権侵害は，特別な抵触規範を欠くことになり，規則案中の一般規定に服すこととされた。

4. 2006年9月25日のヨーロッパ理事会の共通理解

ヨーロッパ理事会は，特別委員会の修正提案よりさらに進んだ一步を，理事会の合意した共通理解において踏み出した²¹⁾。規則案1条2項gにより，メディアによる不法行為に限らず，全ての人格権侵害を，ローマ規則の適用範囲から除外すべきであるとしている。理事会の見解では，全ての関係者の対立する利益を調整する最終的な妥協案は，現時点では不可能である。しかし，問題を全く抹消してしまうのではなく，人格権侵害の分野でも長期的には受け入れ可能な解決に達するように，特別起草委員会が，

規則案30条に従って、この規則の施行後遅くとも4年以内に、ローマについての報告書を提出し、特に人格権侵害のテーマについての検討をすべきであるとした²²⁾。

5. 2007年1月18日のヨーロッパ議会の立法決議

ヨーロッパ議会は、理事会及び特別起草委員会とは違い、人格権侵害の準拠法に関する規定を規則に取り込む試みを、あきらめていない。そのため、ヨーロッパ議会の2007年1月18日の立法決議においては²³⁾、「プライバシー及び人格権の侵害」という表題の下に、7条aとして次のような規定が置かれている。

「(1) プライバシー又は人格権の侵害により生じる契約外債務関係については、本質的な損害が発生し若しくは発生するおそれのある国の法による。

侵害が出版物又は放送において公けにされたことから生じた場合、本質的な損害が発生し若しくは発生するおそれのある国は、出版又は放送若しくはテレビ放送サービスが主として向けられていた国とし、これが容易に確定できない場合は、編集管理が行われた国とし、その国の法を準拠法とする。発行又は放送が向けられていた国は、特に、出版若しくは放送で使用された言語、又は、全体の購読者若しくは視聴者と対比した各國におけるそれらの数、又は、その両方を総合することによって決定される。

本規定はインターネット又はその他の電子ネットワークによる出版の場合に準用する。

(2) 新聞社又は放送会社に対する、出版又は放送の内容に関する、反論掲載権若しくは同様な処分、又は、謝罪広告、又は、差止め命令の準拠法は、新聞出版者又は放送会社の常居所地がある国の法とする。

(3) 第2項は、プライバシー及び人格権の個人情報処理による侵害についても適用される。」

法務委員会の報告担当者は次のようにコメントしている。この規定は、

EuGH の Fiona Shevill 判決とも調和する「合理的な方向」といえる、7条aの規定は、メディア企業の本拠が所在する国との、明確で密接な関係を前提とすることができる事実関係を、対象とすることを目的としている、このことはメディア企業にとってより確かな法的安定性をもたらすもので、又、インターネットで行われるような全ての出版にとって明確なルールをもたらすものもある、と²⁴⁾。

(2) 人格権侵害についての特別な抵触規範に対する賛否

先ず、何よりも、ローマ のような、法定安定性とヨーロッパ規模の抵触法の統一を達成しようとする規則が、特に論争の激しい問題点を避けることは、説得力を欠くものである。従って、ヨーロッパ議会が、人格権侵害の抵触法的な整理を避けずに、具体的な問題解決を提示しようとしたことには、基本的には、敬意が払われるべきである。問題は、議会が、人格権侵害の抵触法上の特別な連結の提案で、説得的な問題解決を提示したのかという点である。

1. ヨーロッパ議会の解決方針における基本原則

先ず、議会は、出発点としての、規則の基本原則となっている結果発生地への連結、特に、一つの重心的な結果発生地を考える方向を変えてはいない²⁵⁾。適用されるべきだとされているのは、「本質的な損害が発生し若しくは発生するおそれがある国」の法律である。規則は、ここでも、その他の不法行為の場合と同じく、行為地に連結している諸国の法制度と違っている。被害者に、不法行為地法と結果発生地法との選択権を認めている法制度とも²⁶⁾、異なっている。このローマ 規則の基本的な原則決定については、賛否は分かれるであろうが、この原則決定を人格権侵害にも適用させる点では、首尾一貫しているといえる。

2. メディアによる人格権侵害の特例

(a) 前提状況

人格権侵害に関しては、ローマ 規則において見解の一致を目指すこと

はできないということは、メディアによる不法行為の抵触法上の取り扱いをめぐる論争に関する限り、全く当てはまっている。特に議論の対象とされ、問題とされているのは、この種の不法行為の抵触上の取り扱いであり、そこでは、次のような、3つの異なる法的利益が衝突している。それらは全て憲法と強い関連を有しているのである。すなわち、被害者の人格権、メディア産業側の思想及び表現の自由、公衆の知る自由である²⁷⁾。抵触法上どのような立場に決するにしても、結果的に、個人の人格権保護か、表現の自由及び知る権利か、いずれかをより重視することになる。抵触ルールで、傾向的に、メディア産業の分野を考慮に入れた基準を採用すれば、その背後で個人の人格権という利益を脅かすことになる。逆に、抵触ルールが、個人の領域に目を配った傾向の基準を採用すれば、メディア産業側に憲法が保障する思想及び表現の自由に対する侵害の危険を生じることになる。メディア企業は、出版若しくは放送を行う場所、又は、編集その他の管理を行う場所のローカルな法的条件を遵守していた場合でも、人格権侵害を理由に責任を問われる可能性が生じるからである²⁸⁾。

(b) 議会の解決指針による特別規定

ヨーロッパ議会の解決指針も、メディアによる人格権侵害については、結果発生地への連結を原則としている。その規則案7条a1項は、第2文に、メディアによる不法行為事件における具体的な結果発生地を規定している。それによると、結果発生地は、「出版又は放送若しくはテレビ放送サービスが主として向けられていた」国に場所付けられている。この場合の、基本的な判断基準は、出版若しくは放送の言語、全体の購読者若しくは視聴者の数と対比した各國におけるそれらの数、又は、この両方の総合とされている。

結果発生地が、この基準によっては簡単に確定できない場合、代わりに「編集管理が行われた」国の法が適用されることになる。つまり、そこで、副次的ではあるが、メディア企業側の領域の連結点が採用されているのである。しかし、これによって、これらの企業が関係する個人に不利益を及

ぼすことになるような、抵触法上の優遇という危険が生じてくる。これは、特に人格権保護の観点からは、メディア企業が広大な制裁を受けずに人格権を侵害することをねらって、低いレベルの保護基準しか有していない国に退避するような場合に、問題であると考えられることになる。

このような背景理解からは、メディア企業の編集監督地への連結による優遇は、この連結が本当に副次的な連結に止まり、実際にも原則的には出版若しくは放送が向けられた地が優先的に考慮される場合にのみ、許容されるべきであろう。人格権侵害という観点からは、編集管理地への副次的連結が、実際には原則的連結と化してしまうような場合には、問題を生じることになる。

3. インターネットにおける人格権侵害

編集管理地への副次的連結が実際には常態となる危険は、本来の原則的連結が実際には明らかではない場合には、特に大きい。出版若しくは放送が主として向けられていた場所への原則的連結は、オンラインの世界では、特に困難といわなければならない。一般に、インターネット上のヴァーチャル世界では場所的な連結点を特定することはほとんどできないのであり、多かれ少なかれ意図した根拠付けとならざるを得ない²⁹⁾。「向けられた方向」という指標から考える場合、先ず、インターネットでは、その方向は常に世界的な拡がりを持つことが問題となる。全てのインターネット上のウェブサイトは世界的にアクセス可能であり、従って、世界中の全ての場所に「向けられて」いることになるからである。

抵触法的には、「向けられた方向」という指標をこのように解釈して、世界中の法律が適用されるというのでは、全く意味が無いことになる。しかし、この場合は、それを心配する必要はない。提案された規則7条aは、向けられた方向という指標を、さらに詳しく具体的に定義づけているからである。それによると、この指標を具体化し特定するための基準は、特に使用言語と、個別の国における特定の記事へのアクセス数であるとされている。しかし、この二つの指標によっても、目に見えて実用性が増すかは

疑問である。言語に関しても、希少な言語の場合には重要な証拠的な能力があることは確かであるが、英語の場合は、オンラインの世界では共通言語として通用しており、証拠的な意味はほとんどないであろう。特定の記事への個々の国におけるアクセス数という基準は、これが実際にどの国からのアクセスと識別できるのであれば、もっと意味を持ち得るかも知れない。

しかし、提案された規則 7 条 a が掲げる特定のための基準は、決して排他的なものではなく（「特に」という表現が用いられていることに注意）、それ以外の基準を付隨的に考慮に入れることは可能である。この場合、国際私法が既に他の領域で開発したような、基準を考えてみることが助けとなる。向けられた方向という指標は、従来から国際的な不正競争法ではよく知られており、抵触法的な観点で重要な「市場地」を特定するために用いられていた³⁰⁾。国際的な不正競争法においては、市場地を具体化するために、使用言語と並んで、特にオンライン上なされている提供が特定国に限定されているか、価格の表示が特定の通貨によっているか、ディスクレイマーの宣言等が、特定のための基準として用いられてきた³¹⁾。これらに類する基準を考慮に入れても、「向けられた方向」が常に特定できるとは限らない。しかし、国際的な不正競争法を参照することで、「向けられた方向」という指標は決して新奇なものではなく、むしろ他の分野では既に承認され実用化されていた指標であることが判るであろう。

D 結 語

ヨーロッパにおける最近のローマ 規則をめぐる議論の概観は、人格権侵害の抵触法における取扱の難しさと見解対立の深さを示している。それにもかかわらず、ヨーロッパ議会が、この議論の多い抵触法の問題に解決をもたらそうという目標を、追求し続けることには敬意を払うべきである。議会の提示した具体的な解決原則は、あらゆる個別の場合に明確な解決を

用意してはいない。しかし、その原則の基本的コンセプトからは、編集管理地への副次的な連結が実際には原則的連結となるようなことは許されないという点は、明らかになっているといえる。出版又は発信が主として向けられていた地を具体的に特定するためには、国際不正競争法において開発された基準を、検討してみることが有効であると思われる。

- 1) *Junker*, Münchener Kommentar zum BGB, Anhang zu Art. 42 EGBGB, Rdn. 49.
- 2) ヨーロッパ議会法務委員会, 2006年12月22日の第2読会における勧告 (A6-0481/2006)。
- 3) 2000年12月22日ヨーロッパ理事会規則 (Nr. 44/2001), ABl. L 12 vom 16. 1. 2001, S. 1.
- 4) 条約及び各国の加盟条約、解説及び付随議定書の総合編集版, ABl. C 27 vom 26. 1. 1998, S. 34.
- 5) 2003年7月22日の契約外債務の準拠法に関するヨーロッパ議会及び理事会の規則(ローマ)に関する提案, COM (2003) 427 endg., S. 3.
- 6) Wagner, IPRax 2006, 372 (373).
- 7) 2006年2月21日の契約外債務の準拠法に関するヨーロッパ議会及び理事会の規則(ローマ)に関する修正提案, COM (2006) 83 endg.
- 8) 2006年9月25日のヨーロッパ理事会により確認された共通理解 (EG) Nr. 22/2006 (ABl. C 289 E vom 28. 11. 2006, S. 68).
- 9) 2007年1月18日のヨーロッパ議会立法決議、前注2)参照。
- 10) 共通理解(前注8)に基づき編纂されたローマ 規則4条1項; ヨーロッパ議会の立法決議(前注2)も、これに関しては変更を加えていない。
- 11) 共通理解に基づき編纂されたローマ 規則における根拠説明16。
- 12) 共通理解に基づき編纂されたローマ 規則における根拠説明18。
- 13) その他の個別的な連結についてはローマ 規則5条を参照(前注10)。
- 14) 例えば, Heldrich, Palandt, BGB, Art. 40 EGBGB Rdn. 4.
- 15) 契約外債務の準拠法に関する(ローマ)規則についてのヨーロッパ議会及びヨーロッパ理事会の2003年7月22日の提案, COM (2003) 427 endg.
- 16) 反論掲載権若しくは同様な処分については、提案された規則案は、出版又は放送企業の常居所地への連結を規定していた、規定提案6条2項。
- 17) ヨーロッパ議会の立場はローマ 規則の発布に関する2005年7月6日の第1読会で決定された; ABl. C 157 E vom 6. 7. 2006, S. 371.
- 18) 議会の提案した規則案5条1項1号。
- 19) インターネット又はその他の電子的ネットワークを介した出版等についても準用される(議会提案による規則案5条1項3号)。反論掲載権若しくは同様な処分、又は、謝罪広告、又は、差止め命令については、同5条2項が、メディア企業の常居所地への連結を規定していた。データ処理による人格権侵害についても同5条3項により同様とされていた。
- 20) 契約外債務の準拠法に関するヨーロッパ議会及び理事会の(ローマ)規則についての2006年2月21日の修正提案, COM (2006) 83 endg.

国際不法行為法における人格権侵害（ブフナー）

- 21) ヨーロッパ理事会の2006年9月25日の共同理解 (EG) Nr. 22/2006 (ABl. C 289 E vom 28. 11. 2006, S. 68).
- 22) 理事会コミッションの見解では、ローマ 規則からの人格権侵害の完全な除外は、39条の留保条項により「緩和」されるとしている。
- 23) ヨーロッパ議会法務委員会、2006年12月22日の第2読会の勧告 (A6-0481/2006)
- 24) 法務委員会勧告の修正要請理由9（前注23）
- 25) 前注11)参照。
- 26) これまでのドイツ抵触法については、*Heldrich, Palandt, BGB, Art. 40 EGBGB Rdn. 4* を参照。
- 27) *Junker, Münchener Kommentar zum BGB, Anhang zu Art. 42 EGBGB, Rdn. 49.*
- 28) 上述C(1)1参照。
- 29) 国際的な無体財産権に関する同様な問題について、*Buchner, GRUR 2006, 1004 (1007)* を参照。
- 30) 国際不正競争法におけるいわゆる市場地原則；市場地とは、競業者の競争上の利益が競合する地で、競争行為により消費者の意思決定が影響を受ける地とされる (*Köhler, Hefermehl/Köhler/Bornkamm, Wettbewerbsrecht, Einl UWG Rdn. 5. 5 f.*)
- 31) 前掲、*Buchner, GRUR 2006, 1004 (1007)*.

ベネディクト・ブフナー教授及び本稿のテーマについて

ベネディクト・ブフナー教授は、2007年2月にミュンヒエン大学法学部と立命館大学法学部・法科大学院との間の学術交流協定の交流企画の一つとして、本学を訪問され、本稿及び村上先生の翻訳にかかる「ユビキタス・コンピューティング時代におけるプライバシー」(本誌144頁)の基となった報告を行った。本学訪問の当時は、ミュンヒエン大学の私講師であったが、2007年夏にブレーメン大学法学部の正教授に就任される予定であり、現在既に同大学で研究・教育に従事されている。

ベネディクト・ブフナー教授は、アウグスブルグ大学で国際私法を専攻され、博士号を取得された。その Dissertation は、“Kläger- und Beklagtenschutz im Recht der internationalen Zuständigkeit” (1998, Mohr Siebeck) として公刊されている。その後、カリフォルニア大学に留学された後、大阪大学大学院法学研究科に訪問研究員として招聘され、短期間であるが日本にも滞在されたことがある。ミュンヒエン大学で2005年に教授資格を取得された。その Habilitation は、“Informationelle Selbstbesti-

mmung im Privatrecht" (2006, Mohr Siebeck)として出版されている。

ブフナー教授の学問的な関心は、国際私法、国際民事訴訟から、情報法へと広がっており、当面の関心は情報に関する私法上の問題に向けられているように思われる。本紙で訳出紹介されている講演は、いずれもこの側面から見ると共通した学問的関心の表れともいふことができる。

本稿の対象とした国際的な名誉毀損に関する私法問題は、わが国では、法適用通則法改正において、既に不法行為準拠法に関する特別連結規定として、同法19条に明文規定が立法されている。ヨーロッパにおいては、ローマ 規則の立法をめぐって、マスメディア企業の側の提起している出版表現の自由との関係で、見解の対立が続いている。

ブフナー教授から、帰国後に、ヨーロッパ議会が2007年7月9日に第3読会を行う予定であるとの情報をいただいた。また、講演会にご参加いただいた同志社大学の高杉直教授から、ヨーロッパ議会案に対する委員会の意見が公表されているとの情報もお教え頂いている。今後の動きから目をそらすことはできないようである。(渡辺惺之)

Hiermit möchten wir dem DAAD unseren herzlichen Dank für die Unterstützung des akademischen Austauschprojekts zwischen den Rechtswissenschaftlichen Fakultäten der Ludwig-Maximilians-Universität München und der Ritsumeikan Universität aussprechen. Dank dieser Unterstützung wurden die hier übersetzten und abgedruckten Vorträge von Herrn Prof. Dr. Benedikt Buchner (Universität Bremen; damals Privatdozent an der Universität München) über die neuesten Rechtsentwicklungen in Europa ermöglicht.